

いじめ防止基本方針

大仙市立藤木小学校

1. いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、その児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童の健全な成長に甚大な影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのために、学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、一人一人の児童が多様な個性をもつかけがえない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観・指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

(2) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(3) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共通理解し共有する。いじめはどんな学校でもどんな学級でも起こりうるものであるという基本認識に立ち、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に全教職員で取り組む。

2. いじめ未然防止について

(1) 学級経営の充実

- ・ ソーシャルスキルトレーニングを実施したりアンケート結果を生かしたりして、児童の実態を十二分に把握し、いじめを出さない学級経営に努める。
- ・ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感、自己有用感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業を通して児童の自己肯定感を高める。
- ・ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や生命尊重の精神、思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- ・心理検査結果の考察と対応策を考え職員研修で共通理解を図る。
- ・定期的なアンケートの実施と教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・外部機関との連携を図り教育相談や指導の充実に努める。
- ・毎月の児童を語る会を活用し、全教職員による共有化を図る。

(4) 縦割り活動の充実

- ・縦割り活動の中で協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、実態把握に努めるとともに児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

3. いじめ早期発見について

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者との信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。児童のささいな変化にも気を配り、保護者に連絡するなど保護者との連携を密にする。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また必要に応じて行政の関係機関や大仙市教育委員会などの関係諸機関と連携して問題解決に臨む。

(2) 定期的なアンケートの実施

いごごちアンケートを実施し、アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をし、思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

4. いじめに対する措置

(1) 早期の対応

- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実関係の把握をする。
- ・いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き対応を早急に協議する。
- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要が認められる場合は、保護者と連携を図りながら一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ・事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、大仙市教育委員会及び大仙警察署と連携して対処する。

(2) 重大事態への対処

- ・重大事態【いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合】が発生した旨を、大仙市教育委員会に速やかに報告する。
- ・大仙市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

5. いじめ防止等の対策組織

(1) 生徒指導・いじめ・不登校対策委員会

校長，教頭，生徒指導主事，教務主任，養護教諭等（大仙市児童家庭課職員，児童相談所職員，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー）からなる，いじめ防止等の対策のための生徒指導・いじめ・不登校対策委員会を設置し，必要に応じて委員会を開催する。

生徒指導・いじめ・不登校対策委員会

《構成員》

校長，教頭，生徒指導主事，教務主任，養護教諭
大仙市児童家庭課職員，児童相談所職員，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー

いじめ発生

- ※事実確認のため調査班を編成する場合がある。
- ※事案により柔軟に編成する。

緊急対応会議

《調査班》

学級担任，生徒指導主事，養護教諭等

《対応班》

教頭，教務主任等

(2) 児童を語る会での情報交換や共通理解

毎月あるいは必要に応じて，全教職員で配慮を要する児童について現状や指導についての情報交換や共通理解を図る。